

平成28年度 新潟県担い手育成総合支援協議会事業計画

I 実施方針

本県農業の担い手の確保・育成に資するため、認定農業者等への経営発展研修会の開催、法人化や経営継承への支援及び認定農業者組織への支援を行う。

また耕作放棄地対策への支援や水田経営所得安定対策加入者への収入減少影響緩和に係る積立金管理についても継続実施する。

なお、これらの活動に当たっては、県や関係団体及び地域協議会と連携して取り組むこととする。

II 推進目標

| 項 目 | 目 標 | 実 績 (H27.3) |
|---------------------|----------------------------------|---------------------|
| ○認定農業者の確保 | 11,000 (H36.3) | 13,306 |
| ○経営体の育成 | 5,000 (H29.3) | 4,652 |
| うち、個別経営体 | 4,500 | 4,070 |
| うち、組織経営体 | 500 | 582 |
| ○組織化・法人化の推進 | | |
| 認定農業者のうち組織法人 | 2,000 (H36.3) | 698 |
| 集落営農 | 800 (H36.3) | 375 |
| ○担い手が利用する農用地面積及び集積率 | 154,000ha (H36.3) 90% (H36.3) | 93,133 ha 54.0 % |

III 実施計画

1 協議会の運営

協議会の事業計画（実績）及び収支予算（決算）等の協議並びに承認された事業等を円滑に推進するために諸会議を開催する

| 会 議 名 | 時 期 | 回 数 | 備 考 |
|-----------|-----|-----|--------|
| 通 常 総 会 | 4 月 | 1 回 | 総会前に監査 |
| 幹 事 会 | 4 月 | 1 回 | |
| 運 営 会 議 | 随時 | 4 回 | |
| 耕作放棄地対策部会 | 4 月 | 1 回 | |

2 認定農業者等が経営体が発展していくための働きかけ

(1) 経営発展研修会の開催

担い手の経営発展等に資するため「農業経営マネジメント」研修会を開催する。

| 研修会名 | 時 期 | 内 容 | 参集範囲 |
|-------------------|-----------------------|--|--------|
| 農業経営マネジメント研修会（4回） | 7月 11月 1月 2月 | ・農業経営マネジメントの基礎 ・経営戦略の立て方 ・財務管理 ・マーケティング 等 | 認定農業者等 |

(2) 県認定農業者会の運営支援

県認定農業者会の運営に係る会議等を開催し、地域農業の太宗を担う認定農業者の組織活動の強化に向けた支援を行う。

| 会議名 | 時 期 | 回数 | 備考 |
|--------------|-----------|----|----|
| 全国認定農業者協議会総会 | 6月 | 1回 | |
| 通常総会 | 7月 | 1回 | |
| 役員会 | 6月、8月、11月 | 3回 | |
| 交流会（3地域） | 8月、11月、2月 | 3回 | |

3 県担い手経営発展推進大会の開催

担い手や関係者が一堂に会して、変動する農政下における農業経営の安定・発展方策や農政等の情勢について研鑽・認識して、担い手としての意識高揚に資するため大会を開催する。

| 内 容 | 参集範囲 | 実施時期 |
|-------------------------|------------------------|------|
| ○優良経営体等表彰式 ○講演及び事例発表 | 認定農業者・地域協議会 関係機関・団体 | 12月 |

4 耕作放棄地対策

(1) 耕作放棄地解消及び発生防止の取組み支援を地域協議会等と連携して行う。

| 内 容 | 時 期 |
|------------------------------|-----|
| ○「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」（国補）の交付事務 | 随時 |
| ○耕作放棄地対策部会の開催 | 4月 |
| ○市町村巡回指導 | 7月～ |
| ○発生防止・解消対策に向けた啓発活動 | 随時 |

(2) 耕作放棄地発生防止・解消支援事業（「受け手のいない農地」見える化事業）の実施

受け手のいない農地や再生可能な荒廃農地の情報を整理し、ホームページ等により広く情報提供する取組と合わせ、耕作放棄地などの活用に意欲のある企業等とのマッチングを行う取組を支援することにより、耕作放棄地の発生防止及び再生利用を図る。

5 「収入減少影響緩和対策」の積立金管理業務

水田経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策に係る加入者からの積立金管理を国から委託を受けて行う。

| 内 容 | 時 期 |
|--------------------|------|
| ○平成27年産積立金の支払・返納事務 | 4月から |
| ○平成28年産積立金入金事務 | 6月 |